第1章　第2次基本計画の策定

１　第２次基本計画の策定にあたって

本市では、2000(平成 12)年 12 月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)の基本理念に基づき、人権教育・啓発にかかる施策を総合的かつ効果的に推進するために、2001(平成 13)年６月「大牟田市人権教育・啓発推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置し、2003(平成 15)年３月に「大牟田市人権教育・啓発基本計画」(以下「第１次計画」という。)を策定しました。

その後、2006（平成 18）年３月には、個別の人権問題の解決を図るための取り組みの基本的方向を明らかにするため、第１次計画の「追補」を策定しました。

第１次計画の策定から 10 年以上経過しましたが、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等に対する偏見や差別が依然として存在するとともに、インターネット*を悪用した人権侵害など、社会情勢の変化の中で新たな人権問題も発生しています。

また、2011（平成 23）年４月には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。

このような状況を踏まえ、第１次計画を見直すにあたり、2013 (平成 25) 年度には、満 18 歳以上の市民に対し「大牟田市民人権問題意識調査」(以下「今回調査」という。)を実施し、人権問題に関する意識や実態を把握しました。

今回の「第２次大牟田市人権教育・啓発基本計画」(以下「本計画」という。)は、本市の総合計画や各種個別計画との整合を図るとともに、今回調査の結果や社会情勢の変化、国、県の動向なども踏まえ、必要な見直しを行ったものです。

２　計画策定の背景

（１）国際的な取り組み

第二次世界大戦の惨禍を再び繰り返さないことを願い、国際連合（以下「国連」と

いう。）は、1948（昭和 23）年の第３回国連総会において、人権の国際的な共通基準として「世界人権宣言」を採択し、全世界に表明しました。

この宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたい、今日の基本的人権の考え方の基礎となりました。

その後、この宣言を実現するため「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約*」など、数多くの人権に関する規約や条約の採択と「国際人権年」をはじめとしたさまざまな国際年によって、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みが行われてきました。

しかし、世界の各地で人種、民族、宗教等の対立による地域紛争、テロ、迫害、飢餓や貧困等により多くの尊い命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1994（平成６）年の第 49 回国連総会において、1995（平成７）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、世界人権宣言第 26 条にある、「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。」との理念を再確認するとともに、各国にその具体的なプログラムとしての「人権教育のための 10 年行動計画」の策定を促し、人権教育・啓発に積極的に取り組むよう要請しました。

そして、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が最終年を迎えた 2004（平成 16）年の国際人権委員会において、これを引き継ぐ「人権教育のための世界プログラム」に 2005（平成 17）年から取り組むことになりました。

（２）国・県の取り組み

国においては、第二次世界大戦後の 1946（昭和 21）年に「日本国憲法」が公布され、主権在民、恒久平和とともに「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」と基本的人権の尊重をうたっています。その憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取り

組みを進めてきました。

わが国固有の同和問題への取り組みは、戦後本格的に行われるようになり、「同和対策審議会答申」を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）が制定されました。また、1982（昭和 57）年には、生活環境整備、就労対策や教育の充実を図るための「地域改善対策特別措置法」、1987（昭和 62）年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が制定されて、さまざまな施策が実施されました。

1995（平成７）年には、「人権教育のための国連 10 年」の国連決議を受けて、「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、1996（平成８）年に「人権擁護施策推進法」が制定され、法務省に人権教育・啓発の総合的な推進や人権侵害の被害者救済に関する基本的事項等を調査審議するための「人権擁護推進審議会」が設置されました。また、1997（平成９）年に「人権教育のための国内行動計画」が策定され、2000（平成 12）年には「人権教育・啓発推進法」が施行され、さらに、2002（平成 14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」（2011（平成 23）年に一部変更）を策定して、国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発に関するさまざまな施策を展開しています。

福岡県においては、1998（平成 10）年に「人権教育のための国連 10 年に関する福岡県行動計画」が策定され、人権という普遍的な文化を構築するために、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通した人権教育・啓発の取り組みを進め、2003（平成 15）年には、当該計画を引き継ぐ「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定して、さまざまな人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進しています。

（３）本市の取り組み

本市における人権教育・啓発のための取り組みの大きな一歩は、1996（平成８）年４月に「大牟田市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定したことです。

また、1994（平成６）年５月の「大牟田市同和対策審議会」答申「大牟田市におけ

る同和問題に対する啓発のあり方について」において、あらゆる差別の撤廃を目指し、同和問題に関する啓発活動並びに同和教育に関する研究及び推進を行い、あらゆる差別をなくすための啓発活動を推進する全市民的な啓発組織の必要性が提言され、1996（平成８）年８月に人権の尊重を活動の基本に据えた、全市民的な啓発組織として「大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会」（以下「市同推協*」という。）及び「大牟田市人権・同和教育研究協議会」（以下「市同研*」という。）が結成され、その取り組みが始まりました。

2001(平成 13)年６月に「推進本部」を設置し、2003(平成 15)年３月には、本市における人権教育・啓発の基本指針として「第１次計画」を、2006（平成 18）年３月には、個別の人権問題の解決を図るための取り組みの基本的方向を明らかにするため、第１次計画の「追補」を策定しました。

このように市民と行政の協働により、基本的人権の尊重を根底に据え、あらゆる差別をなくし、明るく住み良い地域社会実現のための人権教育・啓発にかかる施策の推進を図っているところです。

（４）第１次計画での成果と課題

今回調査の結果からは、同和問題をはじめとする人権問題についての講演会等への参加状況が、1999（平成 11）年に実施した市民人権問題意識調査（以下「前回調査」という。）と比べると、「参加したことがある」と、回答した人の割合は、4.4 ポイント増加していることから、人権教育・啓発事業に対する関心が高まっていると思われます。また、職場で行われる人権問題の研修会への参加状況が、前回調査と比べて、1.5 倍以上の伸びを、示していることから、人権研修に取り組む事業所が増えていると思われます。

また、本市独自の人権問題である奄美群島から、移住してきた人に対する偏見が「残っていると思う」と回答した人の割合は 5.5%で、前回調査の 8.9%から減少しています。

さらに、2011（平成 23）年に実施された福岡県の「人権問題に関する県民意識調査」

（以下「県民意識調査」という。）との比較では、同和問題の解決方法において、「部落分散論」※注１）と呼ばれる「同和地区の人々がかたまって住まないようにする」と回答した人の割合が 14.6％で、県民意識調査の 21.5％を 6.9 ポイント下回っていることや、「寝た子を起こすな論」※注２）と呼ばれる「…そっとしておけば自然になくなる」と回答した人の割合が 24.0％で、県民意識調査の 30.6％を 6.6 ポイント下回っていることから、大牟田市民の意識が相対的に高い水準にあると思われます。

一方、人権問題に対する関心については、62.4％の人が関心を示していますが、県民意識調査の 66.4％に比べると若干低くなっています。

「大安」や「友引」など合理的根拠のない慣習に従うことについて「当然と思う」と回答した人の割合が、「ひのえうま」以外の全ての項目において、前回調査より増えています。このような合理的根拠のない慣習に従うことは、場合によっては相手を傷つけたり、差別だと気づかずに差別をしてしまう可能性があります。

同和問題について、「自分と関係がある」と回答した人の割合は 25.4％で、前回調査の 31.7％を下回っています。

同和問題を自分とも関係がある問題と認識することで、市民自身が同和問題解決のため自分に何ができるかを考え、身近なことから問題解決に向けて実践していくことができるようになります。その点から言えば、「自分と関係がある」と回答した人の割合が減少しているということは、同和問題への理解が決して深まってはおらず、むしろ後退する傾向にあることを表していると思われます。

今回調査によって、市民の人権問題に関する理解と認識は深まってきており、同和問題をはじめとする人権に関する講演会等に参加した人の割合が増えていることなど一定の成果が認められました。

しかしながら、日常的な人権感覚が十分には身に付いていないことや、前述の講演会等への参加状況がまだ十分ではないことなど人権教育・啓発の取り組みが市民全体に浸透しているとは言いがたい状況にあること、後述する「第３章　さまざまな分野における人権問題」で挙げたような課題が明らかになりました。

このように、一定の成果の一方で、課題も明らかになりましたので、これらの諸課題

の解決に向けて取り組む必要があります。

注1)「部落分散論」

「被差別部落の人たちが、固まって住んでいるから差別される」という考え方で、差別の存続理由を差別を受けている人の側に押しつけるものです。生まれ育った土地に愛着をもち、そこに住みたいという希望を奪うことはできませんし、部落に住んでいても差別されないようにするのが本来の姿です。

実際に部落から外に出て生活するようになった人々も多いのですが、就職や結婚に際して身元調査が行われ、部落出身であると分かれば差別する人がいるという現実があります。

注2)「寝た子を起こすな論」

「寝静まった子をわざわざ起こし、泣かせることはない」という意味のことわざから、同和問題については、「同和問題を知らない人にわざわざ教えることはなく、そっと放置しておけば自然に解消する」という考え方を言います。

しかし、同和問題は現実に起こっている社会問題であり、「寝静まった＝差別がおさまった」状態ではありません。また、それらを直視しないことにより、問題が放置されてしまうことになります。私たちを取り巻く社会や暮らしの中には、同和問題に関する差別はさまざまな形で存在しています。事実を知らなければ、誤った情報や偏見に左右され、知らずに差別を拡大・助長する結果を招きかねません。「自分には関係ない」、「そっとしておけばよい」という考えを持つのではなく、同和問題を正しく認識し、一人ひとりが差別を許さない心できちんと向き合い、考え、行動する姿勢を持ち続けることが求められます。

３　計画の趣旨及び基本理念

（１）計画の趣旨

今回策定した本計画においても、既存の行政諸施策並びに今後実施される諸施策を人権教育・啓発の視点から点検・見直し等を行うための基本指針としての活用を図り、市政のあらゆる分野で総合的・効果的に人権教育・啓発の推進に努めるものとします。

（２）計画の基本理念

人権とは、すべての人々が生まれながらにして持っている人間としての尊厳に基づく

固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

日本国憲法では、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、個人の尊重、並びに幸福追求権や平等の原則がうたわれています。

また、個々の人権の行使にあたっては、その権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解し、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

そこで、本計画は、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を基本理念とします。

４　計画の期間

本計画の期間は、2015（平成 27）年度から 2024（平成 36）年度までの 10 年間とし、国内外の状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行うものとします。

５　総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進（イメージ図）

大牟田市総合計画

人権教育・啓発基本計画

（基本理念：「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」）

具体的施策

- あらゆる場における人権教育・啓発の推進
  （学校・家庭・地域・職場など）
- 人権教育・啓発の効果的な推進
  （学習の場の提供・内容の充実・人材の育成、活用など）
- 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発の推進
  （市職員・教職員・社会教育関係者・福祉関係者など）

普遍的・個別的な視点を踏まえたアプローチと推進

①「個人の尊重」などの理念を踏まえ人権意識の高揚を図り、個別の人権問題の解決につなげる。

②個別の人権問題を他の分野の問題とも関連づけ、あらゆる人権問題の解決につなげる。

関連する計画

○男女共同参画プラン　○地域福祉計画　○障害者計画　○高齢者保健福祉計画

○子ども・子育て支援事業計画　○青少年健全育成プラン　○都市計画マスタープラン　など

さまざまな分野における人権問題の「現状」と「課題」

- 同和問題
- 高齢者に関する問題
- 女性に関する問題
- 障害者に関する問題
- 子どもに関する問題
- 外国人に関する問題
- インターネット等による人権侵害問題
- 病者等に関する問題
- さまざまな人権問題